

書面協議による審議会等の開催結果

1 審議会等名

令和3年度第1回 石狩市国民健康保険運営協議会

2 書面協議とする理由

コロナウイルス感染症の拡大防止のため

3 協議期間

令和3年8月25日から令和3年9月3日まで

4 会議参加者

(出席者10名)

会 長	内 田 博	副会長	築 田 敏 彦
委 員	堀 内 秀 和	委 員	久保田 陽 子
委 員	櫻 田 雅 人	委 員	我 妻 浩 治
委 員	高 松 雄一郎	委 員	松 永 雅 和
委 員	西 本 真 典	委 員	藤 井 裕 康

(事務局5名)

健康推進担当部長	上 田 均	国民健康保険課長	新 関 正 典
賦課・資格担当主査	寺 嶋 英 樹	給付担当主査	南 部 美 奈
納税課長	糸 尾 博 樹		

5 協議事項

(1) 会長の選任について(事務局から藤女子大学教授の内田博様を推薦)

・表決結果 原案のとおり決定

(2) 副会長の選任について(事務局から石狩市民生委員児童委員連合協議会の築田敏彦様を推薦)

・表決結果 原案のとおり決定

6 報告事項

(1) 令和2年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

・質疑・意見等 無し

(2) 令和2年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について

・質疑・意見等 別紙のとおり

報告事項への質疑について

- ・令和２年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について

【質問１】

糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて、対象者が 285 人いる中で参加者が 3 人であるが、どのような形で事業を行っているのか。事業として成り立っているのか。また、専門職とは何か。

当事業は糖尿病患者の新規人工透析を抑制すること等を目的として、ご質問にあります「専門職」である保健師・看護師、管理栄養士が生活習慣や検査数値の改善を目的とした保健指導を半年間行います。

当事業への参加勧奨については、市が健診結果やレセプトから判断した対象者（腎症期 2 M以上の通院治療中の者）に対し、文書の送付、さらに電話でのプログラムの説明・参加勧奨を実施しております。

参加人数の設定としては、第 2 期データヘルス計画で計画策定時の対象者 250 名の 20%にあたる約 50 人に対して、6 年間で保健指導を行うことを指標としています。そのため、年平均では約 8 人の実施予定となります。

しかしながら、令和 2 年度はコロナウイルス感染症の感染拡大による辞退者もあり、結果的に 3 名の実施となりました。令和 3 年度については現在参加者 6 名で実施しているところであります。

そのため、来年度以降の実施方法については、専門医から意見の聞き取りを行っており、ご意見を踏まえた上で次年度の実施について検討してまいります。

【質問 2】

ドック検査について、脳ドックと人間ドックの定員比率はどのように決められたのか。人間ドックの比率を増やしてもいいのではないか。

国保保健事業のドック検査事業は、平成 12 年度から脳ドック検査を開始しており、平成 22 年度からは人間ドック検査もあわせて実施しております。

ドック検査の定員については、事業を開始した平成 12 年度には、ドック検査に充てられる予算や被保険者のニーズなどを内部で検討し、定員 120 名で脳ドック検査を開始しました。

その後、被保険者の脳ドックへのニーズが予想以上に高かったことから、その翌年度に定員を 240 名とし、その後、平成 17 年度に 300 名、平成 18 年度に 310 名、平成 22 年度に 500 名、平成 23 年度に 600 名、平成 25 年度に 700 名として現在に至っております。

また、人間ドックは平成 22 年度から現在まで定員 200 名で実施しておりますが、これについては、定員のない特定健診とがん検診を組み合わせることによって、腹部超音波以外の人間ドック検査の項目を実施することができるため、200 名の定員としております。

そのため、今後についても現在の定員で実施することを考えております。

【質問 3】

レセプト点検の外部委託の費用対効果は想定どおりの成果が得られているのか。

令和 2 年度のレセプト点検における財政効果額は 46,025 千円であり、被保険者一人あたりの効果額は 3,537 円です。

外部委託業務にかかる費用は 10,074 千円となっており、財政効果額から業務委託費を差し引くと、費用対効果額は 35,951 千円となります。年度により費用対効果額に差はありますが、おおむね期待する成果は得られていると認識しております。

～参考～

財政効果額

46,025 千円

<内訳>

内容点検調査 21,516 千円

不当利得 4,272 千円

交通事故 20,180 千円

その他 57 千円

【質問 4】

健診結果重症化予防事業について、対前年比はどのようなになっているのか。

健診結果重症化予防事業では 2 つの指標を掲げており、令和元年度から実施しております健診結果に異常値が確認された全員に、即時に受診勧奨通知を送付することで、医療機関への早期の受診を促すものについては、即時通知が未実施だった平成 30 年度の健診後の 3 か月以内の受診率が 79.0%から通知開始の令和元年度では 85.2%となり、前年度を 6.2 ポイント上回り、令和 2 年度でも 86.7%となり、前年度を 1.5 ポイント上回る結果となっております。

また、従前から実施しております健診結果に異常値が確認された方のうち、健診結果判明後 3 か月経過後も医療機関を未受診である方への電話及び訪問による受診勧奨については、勧奨後の対象者の受診率は平成 30 年度では 17.9%、令和元年度は 18.6%、令和 2 年度は 7 月末時点で 17.4%となっております。

これについては令和 2 年度の最終月である 3 月健診受診者への勧奨による受診結果の判明が 10 月末となり、現時点では前年度との比較はできませんが、例年 18%前後の横ばいでありますことから、受診率の向上に向け鋭意努力してまいります。